

政令第 号

港湾法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、港湾法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

港湾法の一部を改正する法律の施行期日は、令和二年二月十四日とする。

## 理由

港湾法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。